

第5章 伝統と共にいつまでも健やかでいられるむらづくり

第1節 地域福祉の充実

現況と課題

- 少子高齢化の進行や、家族形態の変化に伴う家庭機能の低下などを背景に、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなか、住民一人一人が福祉に対する理解を深め、思いやりと助け合いの心を育むために、村社会福祉協議会・民生児童委員・学校・各種団体が連携して啓発活動を推進し、総合的な地域福祉の向上を図ることが求められています。
- 社会福祉協議会・民生児童委員協議会・村内福祉団体・ボランティアセンターなどを中心に、豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、身近な助け合いやコミュニティ活動・ボランティア活動が促進されるなど、地域福祉活動が取り組まれています。
- 今後も、地域福祉の推進主体となる社会福祉協議会・民生児童委員への支援と協力を通じ、村民への意識の啓発やボランティアの育成を図ることが必要です。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、村民の福祉意識の醸成と主体的な支え合いや見守りの活動を支援するとともに、各種団体が連携したネットワークづくりの充実を図ることで、「福祉のむらづくり」を実現することが必要です。
- 働き方や社会状況が複雑化し、人間関係も多様化する中で、生きづらさから自宅に閉じこもり、その状態が長期化することを社会の問題として捉え、個人の実態に即した対策が求められています。

■計画

1. 地域福祉の推進

①地域福祉意識の醸成と活動の促進

- ・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進するとともに、広報活動やイベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて、福祉意識の醸成に努めます。
- ・ボランティアの体験教室や養成講座等の開催など、社会福祉協議会や各種関係団体と連携し、ボランティアの発掘や育成、資質向上を図ります。

②地域福祉活動団体などへの支援と連携強化

- ・地域における福祉活動を推進するため、中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体・NPOの育成・支援を図ります。

③地域福祉推進体制の充実

- ・だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できる体制づくりに取り組むとともに、活動の拠点となるボランティアセンター活動の活性化に努めます。
- ・地域で支援を必要としている人に対して、一人一人の状況に応じた相談支援を提供する福祉全般の相談窓口を充実するとともに、自治会や民生児童委員、ボランティアなどと

の連携による総合的なサポート体制を促進します。

- ・だれもが社会の中でその人らしく活動できるよう、個人の状況に応じた専門的相談窓口(心理相談・就業相談・福祉制度の運用等)の周知に努め、適切な支援につなげます。
- ・地域福祉の推進に欠かせない民生児童委員活動の充実を図り、社会福祉協議会と連携し中核的な役割を担います。

2. 交通弱者への交通確保

- ・高齢者や障がい者などの交通弱者に対して、福祉タクシー制度などの交通手段の確保を継続します。福祉タクシーについては、利用者の利便性を高めるため今後もより良い制度への改善に努めます。

第2節 高齢者福祉の充実

現況と課題

【高齢者福祉】

- 令和5年度末時点で村の高齢化率(65歳以上人口)は36.19%(住民基本台帳ベース)ですが、高齢化の進展とともに、健康で元気な高齢者も年々増加しています。
- 現代の高齢者は、健康づくりや社会への貢献、生きがい対策などの理由により、地域や社会へ高い参加意欲を持っています。
- そのため、高齢者が今まで培ってきた知識や経験、技能等を生かして、地域や社会へ積極的に参画できる支援や体制づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる長寿社会を築くため、保健・医療・福祉の連携を図りながら、きめ細かな在宅福祉サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

【介護・介護予防】

- 介護保険制度施行直後の平成12年度から介護給付費用は年々増大し、1号被保険者の介護保険料も第9期では第1期の3.07倍になっています。
- 65歳以上人口に対する要介護認定率は、平成30年度19.2%、令和5年度20.5%を占めています。
- 重症化は介護者の負担も大きくなることから、介護者に対する支援も必要となってきます。
- 今後は、介護保険制度の円滑な運営に努め、制度の理解を図り並行して介護予防にも一層力を入れる必要があります。

■計 画

1. 高齢者福祉の充実

3年毎に見直している「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」に基づいて、健やかな方から要支援、要介護者まで住み慣れた地域で暮らしていけるような高齢者福祉の充実

に努めます。

① 地域包括ケアシステムの構築

- ・ケア会議や関係機関との連絡会などの場で、保健・医療・福祉の連携により、ニーズの把握やケース検討を行い、適切なサービスを提供できるよう努めます。

② 人材の育成と資質の向上

- ・保健福祉サービスの充実を図るため、行政における社会福祉士等の人材の確保や地域のボランティアの養成を推進するとともに、研修による各自のレベルアップを図ります。

③ 相談情報提供体制の充実

- ・地域包括支援センターは、下條村社会福祉協議会と連携し、高齢者の実態やニーズの把握、在宅介護に関する総合的な相談や助言、関係機関との連絡調整機能などの充実に努めます。

④ 認知症に対する支援

- ・認知症や介護している家族に対する理解を深め認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めるとともに、認知症に関して早期から相談できる体制を確立します。

⑤ 高齢者の権利擁護

- ・高齢者の財産や権利を守り、安心した生活が送れるよう権利擁護制度を周知します。

⑥ 自立支援・日常生活支援の充実

- ・要介護を防止するための介護予防事業や、自立した生活を支援するための生活支援事業の充実を図ります。
- ・高齢者が自立した生活を送るための住まいのあり方について研究を進めます。

2. 介護サービスの充実と介護予防の促進

- ・村民の健康を維持し、増大する介護負担の軽減と介護保険料負担の増大を抑制するためにより身近な地域を拠点に介護予防事業を総合的に行うとともに、個人の特性を考慮した施策を行い、第1号被保険者介護保険料の抑制に努めます。また、事業の見直しと評価を継続的に実施していきます。
- ・住み慣れた地域で可能な限り生活できる地域包括ケアシステムの深化推進を図ります。
- ・介護保険サービスの必要量を確認し、対象者のニーズに合ったサービスの利用につなげます。

第3節 障がい者福祉の充実

現況と課題

○障がい者を取り巻く環境は、高齢化の進行、障がいの重度化・重複化等により大きく変化しています。平成18年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が施行され、それまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換しています。さらに、平成25年度からは障害者自立支援法が一部改正し、「障害者総合支援法」として新たな障がい福祉施策が実施されていますが、現在のところ大きな混乱もなく推移

しています。また、平成 30 年度から、新たな障がい福祉サービスも追加されました。これに関しては、今後の国等の動向を注視していく必要があります。

- 本村ではこれまで、関係機関と連携しながら、障がい者に対する各種の相談、経済的支援をはじめ、障害者総合支援法等による福祉サービス、障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるむらづくりを目指して、多様な施策を推進してきました。
- 障がい者数は高齢化の進行とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。
- 障害者総合支援法の動向とそれに伴う各種制度の改正を踏まえ、障がい福祉計画等に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのむらづくり等、障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

■計 画

1. 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

① 障がい者にやさしいむらづくりの推進

- ・誰からも障がいについて十分な理解が得られるよう、ノーマライゼーションの理念や様々な障がい特性の啓発に努めます。また、緊急時や災害に備えた防災体制を整備し、障がい者にやさしいむらづくりを進めます。

② 自立と社会参加への支援

- ・障がいの状況に応じた保育・教育の充実を図るとともに、雇用の場の拡大や就労支援策の充実、スポーツやレクレーション活動への参加促進を通じて、自立と社会参加への支援を進めます。

③ 地域での生活支援の充実

- ・住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、障がいの早期発見や医療・リハビリテーション、一人一人の障がいの種類や程度に対応した福祉サービスや外出支援、日中活動の場の整備など、地域での生活を支える支援の充実を図ります。

④ 情報提供と権利擁護の推進

- ・障がいの特性に応じた情報提供や、相談支援事業所と連携した総合的な相談体制の充実を図るとともに、日常生活を安心して送れるよう障がい者の権利擁護の推進に努めます。また、必要な情報の提供及び助言などを供与するとともに、障がいのある人に対する虐待の防止および、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利の擁護のために必要な援助を行います。

第4節 児童福祉・子育て支援の充実

現況と課題

- わが国では、出生率低下による少子化が進んでおり、今後も出生数の減少が懸念されています。本村においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルの変化により、子育て支援を必要とする家庭は年々増加傾向にあります。
- 本村ではこれまで、子育て家庭を村全体で支援していく「子育てにやさしい村」を目指し、保育サービスの充実を図るとともに、平成 23 年度からは飯田市との定住自立圏形成協定により、病気のため保育園で対応できない子どもを保育する病児病後児保育、平成 27 年度からは児童養護施設への委託による子育て短期支援を実施。平成 30 年 4 月からはあしたむらんど西側に子育て支援センターを整備し、子育て世代の集いの場づくり、育児相談や情報提供に努めてきました。また、児童の放課後などの居場所づくりや過ごし方、母子保健事業の充実、乳幼児・児童の医療費助成、保健・福祉・教育・医療の連携、ひとり親家庭への支援等、各種の子育て支援施策を推進しています。
- 今後も、子育て支援センター・保育所・学校のネットワークの強化、連携を密にして、関係機関、団体が一体となって、家庭や地域の子育てを支えるための施策を積極的に推進していくことが必要です。
- 青少年を取り巻く有害な環境が多様化している中、地域と教育機関が連携して青少年健全育成に取り組むことが必要です。

■ 計 画

1. 子育て支援の充実

子育て支援については、子ども子育て支援事業計画に基づき、計画的に実施しています。

①保育サービスの充実

- ・村として責任を持って保育所を運営していきます。
- ・未満児保育や特別保育等、多様化する保育ニーズに対応した保育の充実や、施設等の保育環境の改善に務めます。
- ・令和 8 年度から国で制度化される誰でも通園制度について、円滑に開始が出来るよう体制の整備を行います。
- ・ICT 化による保育所業務の効率化を図り、保育士の負担軽減及び保育の質の向上を目指します。

②子育て家庭への支援

- ・親が子育てに喜びを感じることができるよう、子育て相談や子育て中の仲間づくり、子育てに必要な知識や育児法を学ぶ機会を作る等、子育て支援センターすくすくを中心として、子育て環境の整備に努めます。また、放課後児童クラブについて引き続き小学 1～6 年生の受け入れを行い、その内容の見直し、充実に努めます。

③相談・援助体制の充実

- ・一貫した支援体制で相談援助の取組を図ります。

- ・子育て支援センターを拠点にして、育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、専門家による子育て相談や交流、情報の提供等、援助体制の充実を図ります。
- ・保健師による新生児訪問、情報を受け継いでの子育て支援員による訪問・相談を実施します。

2. 児童福祉の充実

①要保護児童等への対応の推進

- ・関係機関・児童養護施設「慈恵園」との連携のもと、要保護児童を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を推進します。

3. 青少年健全育成活動の推進

①青少年健全育成組織の充実

- ・地域教育の場として、地区育成会の役割が重要になっており、地区育成会を校外活動の拠点として充実させていきます。

②明るい地域づくり

- ・大人も子どももあいさつが自然に交わせるよう、学校・関係機関との連携をとり地域や家庭で取り組んでいきます。
- ・青少年健全育成団体との連携を図りながら、有害な環境の浄化のためのパトロールや、性被害の予防の取組支援、非行防止に努めます。

第5節 医療・健康づくり対策

現況と課題

- 生活水準の向上や医療の進歩により人生100年の時代を迎えた今、生涯を通じて健やかで豊かな生活を送り健康寿命の延伸のために健康づくりへの関心が高まっています。近年、がん・脳血管疾患・心疾患・循環器疾患など生活習慣病が増加し、これらの疾病の予防や早期発見・早期治療の必要性が高まっています。また、社会構造の変化による心理的なストレスの高まりなどから心の病も増加傾向にあります。
- 村民一人一人が生涯を通じて心身ともに健康で過ごすためには、「自分の健康は自分で守る」という自覚と責任のもと、栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣を身につけることが重要であり、この上に立って総合的な健康づくりを進める必要があります。
- 21世紀における健康づくりの国の指針である健康日本21(第2次)では21世紀の日本を「急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、国民医療費に占める生活習慣病に係る割合が3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとすれば、疾病による負担が極めて大きな社会となる。」と捉え、生活習慣病

の発症予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を進展させるようたっています。

○この指針に照らすと本村においては次の点が挙げられます。

1. 健康寿命と健康格差

下條村は介護保険の認定率は県・国と比較して低い状況ですが、健康寿命は長いとは言えません。生活習慣病の重症化により要介護状態が長期化している人と予防に努めることで合併症もなく過ごせる人との格差も開きつつあり、健康格差の解消も大きな課題といえます。

2. 生活習慣病の発症と重症化予防

村の国民健康保険特定健診受診率は令和5年度64.2%と国の目標値60.0%を達成しています。生活習慣病の予防・発見には健診受診によって自己の生活習慣を振り返ることが大切であり、さらなる受診率向上が課題です。

3. 社会生活を営むために必要な身体機能の維持及び向上

幼少時からの遊びが変化し、筋・骨格等の発育に必要な運動量が少なくなっています。農作業などにより膝関節、股関節を痛める高齢者も多く、各ライフステージにおいて身体機能の維持向上が課題となっています。トレーニングマシンの導入や医療機関と連携したフレイル予防教室を実施し、健康寿命の増進を目指します。

4. 健康を支え守るための社会環境の整備

健康は個人的なものですが、現代社会では社会環境からの影響が大変大きく、社会全体で取り組む体制づくりが重要です。各年代で各個人が健康状態を把握できる健診の体制を準備するとともに、地域で健康学習に取り組める組織づくりも必要です。

5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

社会環境が多様化し、食生活、身体活動状況、就業状況、休養状況等生活習慣は個人によって大きく異なっています。社会・個人の生活の変化に伴って変化していく健康課題やニーズを把握し改善していくことが重要です。

6. 必要な医療を受けられる環境整備

医療が必要となる疾患は多岐にわたるため、近隣市町村の医療機関利用を含めて必要な医療を受けられる環境整備が重要です。

■ 計 画

1. 健康寿命の延伸と生活習慣病予防

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小

居住する地域や、加入する医療保険に関わらず、発症予防・重症化予防ができるよう、地域ぐるみ、家族ぐるみの健康づくりを推進します。

②生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん、循環器疾患、脳血管疾患およびCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の発症予防と症状の進展などの重症化予防に重点を置き、健診受診勧奨や保健指導等の対策を推進します。

2. 健康づくりの推進

①身体機能の維持及び向上への取組

乳幼児期から高齢期までのすべてのライフステージにおいて、身体機能の維持および向上に取り組めます。特に乳幼児期から成長期は「早寝・早起き・朝ごはん」を中心に据えた生活リズムの確立を目指し、すべての子どもたちが健やかに成長発達できるよう働きかけます。

②健康を支え守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、村民が将来的に健康増進に取り組めるよう総合的に支援していく環境の整備に取り組めます。また、地区健康づくり協力員を中心に、地域全体で健康増進に取り組めます。

③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯、口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善のため、対象ごとの特性やニーズ、健康課題の十分な把握を行います。

3. 医療受診のための環境整備

必要な医療を受けるためには、村内はもとより近隣市町村の医療機関の利用が不可欠です。高齢者や障がい者などの交通弱者に対しては、福祉タクシー制度や、通院補助事業の有効利用による受診を勧めます。

第6節 幼児教育・学校教育の充実

現況と課題

若者定住促進事業により、本村の児童生徒数は平成22年頃まで増加していたが、その後全国的な少子高齢化の波は本村にも波及してきており、令和6年度の小学校の児童数は158人、中学の生徒数は、87人となっております。小学校では、5年生のみ2学級になっていますが、他の学年は単級になっています。保育所の園児数も全学年35人以下となっております。今後、保育所から中学校まで12年間同じクラスで同じ仲間と過ごすことになります。このことは、子どもの中で人間関係が固定化すること、適正規模での児童生徒の中で、知識・人間関係を学び人間力を身に着けることが出来なくなる、高校生になると萎縮してしまうといったデメリットが生じやすくなります。このようなことから、今後少子化対策を最重要課題として取り組んでいく必要があります。

●変化の激しい社会に必要な『生きる力』を育む

●学校で学んだことが、明日、そして将来につながるように、子どもたちの学びを進化させる



- ・主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)(自ら考え、対話しながら学びを深める)
- ・カリキュラム・マネジメント(教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る) 社会に開かれた教育課程(地域・保護者・学校が一体となって子どもを育てる)
- ・小学校では、3・4年で「外国語活動」を、5・6年で「外国語科」を導入、更に、情報処理能力(プログラミング教育を含む)の充実、現代的諸課題への対応などが新しく盛り込まれております。

こうした中で、下條村ではこれらの教育課題を真摯に受け止め、子どもの学校教育の現状をつぶさに検証し、国の改革の波に押し流されず、知・徳・体の三位一体の人間教育をより一層強力に推進できるよう指向していかなければなりません。

一方、国際化に対応した人材の育成に向け、ICTの活用や英語等の指導を充実するとともに海外研修など国際交流事業も引き続き推進して行きます。

また、令和6年には子ども第三の居場所「しもじょっ子の家」を開設し、子どもが安心して過ごせる居場所及び放課後等における子供の活動機会を設け、一人ひとりの子どもが将来の自立につながる力を身につけることを目指します。

■計 画

1. 学校教育の充実

①生きる力を育む教育の推進

基礎・基本を大切にしながら生きる力の育成を重視し、学習指導要領に基づいて社会変化に柔軟に対応できる能力や「知・徳・体」が調和し、社会的に自立した人間の育成を目指します。その中で、わかる授業を創造し、楽しい学校づくりに努めるとともに、特別支援教育にも力を入れます。

②地域に根ざした教育の推進

村をとりまく社会・自然条件や、歴史的資源、将来構想等の地域教材を信州型コミュニティスクール「しもじょっ子カッセイカ会議」を通して、郷土に愛着と誇りを持ち、地域の次代を担う子どもたちを育てます。

③学校・家庭・地域が連携した教育の推進

学校・家庭・地域がPTA・地区育成会活動等を通して連携し、学校評価などを活用しながら信頼される学校づくりをすすめていきます。家庭学習の充実にも力を入れます。

④健やかな心身を育む教育の推進

児童生徒の健やかな成長を図るため健康教育や自然体験活動、読書活動、スポーツ活動や心のケアを充実させ、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。特に元気にあいさつのできる子どもの育成に取り組みます。

⑤時代に対応した教育の推進

子どもたちが、社会人として自立していく基礎となる力を育てるためのキャリア教育や時代の変化に適切に対応できる ICT 情報処理能力の習得や国際理解教育、環境教育や、

SDGs を踏まえ行動できる教育など、時代に対応した教育を推進します。

2. 全県下広域的な取組への対応

①信州に根ざし世界に通じる人材の育成

信州ならではの教育を通じて、信州に根ざした確かな学びと世界に通じる広い視野と資質・能力を備えた子どもたちを育てます。

②未来の学校・新しい学校の創造

社会の変化に対応した教員の質、カリキュラムや教材の質、教授法と生徒の意欲や人生で役立つ教育などの質の高い学校教育を実現するための新しい学校のあり方を検討するとともに、未来の学校の実現に向けた「授業改革」「教員の働き方改革」等を推進します。

③全ての子どもたちが良質で多様な学びを享受

様々な困難を抱える子どもたちが希望を失わずに成長し、共に活躍できる社会を実現するため、多様な成長過程に対応できる学校づくりと学びの場の充実を図ります。

④「共知・共創」の学びの環境づくり

多様な人々との学び合いにより、新しい社会的価値観をつくり出していく活動の活性化を推進します。

⑤豊かな暮らしと地域に活力を与えるスポーツの振興

スポーツが暮らしの中に根付く環境の整備や地域の活性化など、「スポーツの力による元気な村」を目指します。

⑥中学校部活動の地域展開への取り組み

長野県では令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指していることから、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の拠点を地域で築けるよう環境整備に取り組みます。

3. 学校環境の整備・充実

①学校の ICT 環境の整備・充実を図ります。また、ICT の活用にあたっては、児童生徒たちが安心安全に使えるように、ICT 支援員等の意見を聞きながら活用する力を高めていきます。

②1人1台の学習用端末を活用し、自ら計画を立て主体的に学ぶ学習と、一人ひとりの考えをクラス全員が共有することを位置づけた授業づくりに努めます。

第7節 社会教育の充実

現況と課題

○人生100年時代を迎え、また社会が複雑化したことにより、人々は社会生活を送っていく上で絶えず新たな知識・技術を習得していく必要性を強く感じています。豊かで充実した人生を送るためには、生涯学習に取り組むことが不可欠となっており、学習することで新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験することもでき、生涯学習を通して人間性豊かな生活を求める意識が高まっています。

○本村は、公民館が社会教育の中心的役割を果たしており、地域住民の学習の場として各種講座・学級などを開催し多くの村民に活用されています。今後公民館の果たす役割はますます重要になり、村民の声を聞き、村民のニーズに合った学習の機会を提供するため、学習者の視点に立って生涯学習の振興に努めなくてはなりません。

○村立図書館は、村民の強い要望により平成7年に開館し、村内外から多くの利用者が訪れる公共図書館です。人口一人当たり貸出冊数は、平成7年～平成9年度県下1位（平成10～28年度2～3位）、平成29～30年度1位（令和元～5年度2位）と、開館から30年常に利用者のニーズに沿ったサービスを提供しています。蔵書は10万冊で、小規模ながらも様々な事業が行われており、今後も村民・利用者と協働し運営していくことが望まれます。

■計 画

1. 学習機会の拡充

各種講座・教室の充実

- ・住民が必要とする年代に応じた講座や学級を計画的に開催します。
- ・幼児から小学生の親子を対象に、親子で体験する講座を提供し、様々な体験を通して感動や喜びを共有し親子のふれあい、参加者同士の親睦を図ります。

2. 推進体制の整備

①生涯学習社会の確立

- ・幼児教育・学校教育・社会教育の連携及び融合を図り、欠如しつつある公德心教育をふくめ、生涯学習社会の確立を目指します。
- ・住民の生きがい活動を促進するため、情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- ・青壮年期を対象に学習意欲や社会参画の啓発に努めます。
- ・高齢者の生きがい対策と世代間交流事業を推進します。

②社会教育指導者の活用と育成

- ・社会教育の各分野にわたり登録された人材バンクの有効活用と、指導者研修等により長期的視野に立った人材育成を行います。

3. 社会教育施設の充実

- ・文化の殿堂として整備されている文化芸能交流センター（コスモホール）を村民の憩いの場、学習の場となるようさらに施設の充実を図ります。

4. 村立図書館の充実

①各種サービスの実施

貸出サービス・乳幼児サービス・児童サービス・ハンディキャップサービス・一般向けサービス等の実施で図書館利用者の拡大を図ります。

②連携事業

本館以外に11のサテライト図書館にて分館的サービスの実施、図書館友の会等ボラン

ティア団体との連携、つどいの広場、保育所・小中学校・第三の居場所等との連携により様々な世代の読書推進に繋がっています。なかでも小学生図書館ボランティアによる村図書館でのおはなし会等の活動は22年間続いており、今後も読書推進を進めます。

③イベントの開催

開館記念行事として毎年、利用者代表8人に図書館業務を体験してもらう「一日図書館長」の実施や、年間を通して様々なおたのしみ会、講座、読書会等を開催します。

④利用・施設の充実

読書手帳の導入による貸出冊数の増加や、感染症対策による図書除菌機・自動貸出機の導入、ライブラリーカフェ設置による利用者がつながる居場所づくり等、施設利用環境の向上を図ります。

5. 社会教育活動の支援

- ・公民館分館の活発な活動を推進するとともに、自主活動グループを支援します。

第8節 スポーツ振興

現況と課題

- 高齢化の進展、余暇時間の拡大等により健康増進のためだけではなく、人生を明るく豊かにするためスポーツに親しむ人が増加している一方で、団体で行うようなスポーツへの参加については年々減少してきています。
- 村では、子どもから高齢者まで「村民みなスポーツ」を目指し、各種スポーツの底辺の拡大、レクリエーションスポーツの普及、各種大会の開催に力を入れてきました。
- スポーツを通じて「誰もが、いつでも、どこでも」気軽に楽しめ、健全な心身を養い、共に励ましあえる仲間づくりや明るい健康な活力ある村づくりの実現を目指していくことが必要です。
- 下條村体育協会と連携を取り、軽スポーツ、ニュースポーツ等の普及や少年スポーツクラブの育成指導など、幅広くスポーツに親しむ環境をつくる必要があります。
- スポーツの技術のみならず、スポーツのあり方についても正しい知識の普及に努め、スポーツ教室の開催や独自の地域スポーツ情報の提供を行い、さらには地域スポーツ振興の推進役として指導者を養成していくことが必要です。
- 中学校部活動から地域クラブ活動への展開を契機に、スポーツ環境の整備を図ります。

■計 画

1. 生涯スポーツの振興

① スポーツ底辺の拡大

- ・家族ぐるみで参加し楽しむことのできる種目を普及します。
- ・スポーツ推進委員の養成等資質の向上を図ります。
- ・地域でのスポーツ教室を開催し、普及に努めます。

② 健康づくりの推進

- ・健康維持対策の運動について、施設を整備するとともに関連部局と連携を取りながら積極的に取り組みます。

59

③ スポーツ活動の充実

- ・各種スポーツ大会を年間計画に基づいて開催します。
- ・青少年のスポーツ活動の充実を図ります。
- ・高齢者・障がい者のスポーツ振興を推進します。
- ・団体スポーツの推進を図ります。

④ 生涯スポーツ社会の実現

- ・下條村体育協会等との連携を図り、生涯スポーツ社会の実現に努めます。

2. スポーツ施設の整備

- ・既存のスポーツ施設の整備と運営効率化を図り、有効活用に努めます。

第9節 文化財保護と地域文化の振興

現況と課題

- 指定された各所の文化財をはじめ天然記念物・史跡等を、文化財保護条例に基づき郷土の文化財として永く保存し、後世へ継承していかななくてはなりません。
- 文化財を保護し、郷土の歴史・文化などに理解を深め、郷土に愛着を持つ心を醸成していく必要があります。
- 各地区を中心に行われてきた伝統芸能や文化的行事により培われた連帯や協調性が、近年個々の趣味の多様化や就労条件等の社会情勢の変化とともに希薄になりつつあります。

■ 計 画

1. 文化財の保護と活用

- ・文化財等について学習することにより郷土に愛着を持つ心を培い、文化財に関する情報・研究成果などの資料を積極的に提供します。

2. 伝承文化の保存・継承

- ・下條歌舞伎や各地区を中心に行われる伝統芸能・文化的行事の担い手の育成や保存団体などの活動に対し支援します。

3. 芸術文化事業の充実

- ・豊かな情操を養い創造力を高めるため、コスモホール・あしたむらんどアートギャラリーを中心に音楽・絵画などの芸術文化に接する機会の充実を図ります。
- ・中学校部活動から地域クラブ活動への移行を契機に、文化芸術活動の環境整備を図ります。

教育関係

小中学生児童生徒数の推移

年 度	小学校			中学校		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数
平成 15 年	11	275	17	6	136	14
平成 16 年	11	271	17	6	137	14
平成 17 年	11	280	17	6	147	14
平成 18 年	11	271	17	7	158	15
平成 19 年	12	291	17	6	142	14
平成 20 年	13	294	18	5	128	14
平成 21 年	12	286	18	4	125	14
平成 22 年	12	290	19	5	135	16
平成 23 年	12	279	19	6	157	16
平成 24 年	12	283	19	6	152	15
平成 25 年	12	274	20	6	152	15
平成 26 年	12	275	20	6	137	17
平成 27 年	11	256	20	6	129	16
平成 28 年	10	248	18	6	121	16
平成 29 年	9	229	17	6	131	16
平成 30 年	8	203	16	6	150	14
令和 元年	8	201	16	5	134	17
令和 2 年	8	195	15	5	126	18
令和 3 年	8	197	16	4	105	14
令和 4 年	7	180	16	4	109	16
令和 5 年	7	170	16	3	98	14
令和 6 年	7	158	16	3	87	12